「中部山岳国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の 特例の一部を改正する件」の概要

1. 基準の特例制度の概要

自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第4項及び第21条第4項に基づき、国立公園における特別地域及び特別保護地区においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第1項から第35項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている(規則第11条第36項)。

2. 基準の特例の一部改正の概要

上高地地区では、平成 12 年に定められた行為許可の基準の特例を適用し、梓川及び大正池の堆積土砂の除去が行われてきた。しかし、基準の特例が定められている区域の上流においては、堆積土砂を取り除くことができず梓川の河床が上昇しているとともに、堆積土砂が景観を損ねている一因になっており、堆積土砂を取り除く必要性が大きくなっている。平成 26 年7月に中部山岳国立公園上高地連絡協議会が策定した「上高地ビジョン 2014」においても梓川の河床上昇は重要な課題と位置づけられており、基準の特例が定められている区域の上流部における、効率的効果的な堆積土砂の除去のための取組を関係機関が連携して促進していくこととなった。

このため、従前の基準の特例を定める区域を梓川上流部に拡大し、効率的効果的な堆積土砂の除去のための取組を促進するものである。

なお、基準の特例を定める区域が拡大されるが、特例区域内で適用される基準の特例に変更 は無い。また、除去された土砂は、国立公園外に搬出されることとなっている。

3. 基準の特例を定める区域の範囲

長野県松本市内国有林中信森林管理署八四林班から八六林班まで、八九林班、九十林班、九八林班から一〇〇林班まで、一〇七林班から一一三林班まで、一一五林班及び一一六林班の各一部(うち八九林班、九十林班、九八林班から一〇〇林班まで、一〇七林班から一一〇林班までが今回拡大部分)

4. 基準の特例の内容

自然公園法施行規則第 11 条第 18 項に規定する行為については、同項第五号中「こと」とあるのは「こと。ただし、河床を低下させる目的で行われるものであつて、申請に係る場所及びその周辺の風致又は景観の維持に資するものについては、この限りではない」と読み替える。 (現行の基準の特例と同じ読み替え)